

中津川カントリークラブ ポイントカード利用規程

第1章 中津川カントリークラブ ポイントカード

第1条：総則

1. 本規程は、中津川カントリークラブ（以下「ゴルフ場」といいます。）が発行する中津川カントリークラブポイントカード（以下「本カード」といいます。）の利用その他本カードの発行を受けた者としての資格・地位等に係る契約（以下「本契約」といいます。）の条件を定めたものです。
2. 将来、本規程の附属規程としてゴルフ場が新規に制定する個別規程は、本規程の一部を構成するものとします。

第2条：入会手続および入会資格

1. 本カードの発行を受けた者になること（以下「登録者」といいます。）を希望する者（法人を除く、以下「登録希望者」といいます。）は、本規程に異議を留めずに承諾のうえ、本人自ら、本規程に定めるところに従い、本契約の締結の申込み（以下「登録申し込み」といいます。）を行うものとします。
2. ゴルフ場が登録申し込みを承諾した場合、本カードを発行させていただきます。登録希望者が本カードを受領したとき、登録希望者とゴルフ場との間で、本規程を内容とする本契約が成立するものとします。本カードは、原則として、お一人様につき一枚といたします。
3. ゴルフ場は、登録希望者が以下の項目に該当する場合、登録申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 登録希望者が既に登録者になっている場合。
 - (2) 登録希望者が、過去において、本規程違反等により登録者資格の取消等の処分を受けたことがある場合。
 - (3) 申込み内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
 - (4) 暴力団その他の反社会的勢力の構成員若しくはこれに準ずる者であり、又は、過去においてこれらの者であった場合。
 - (5) 日本国外に在住又は勤務している場合その他ゴルフ場からの連絡が困難な場合。
 - (6) その他、合理的な事由により、ゴルフ場が本契約の締結を不適当と判断する場合。

第3条：登録金・年会費

本カードの登録手数料・年会費は無料とします。

第4条：サービスの内容および利用

1. 登録者が本サービスを受けるためには、本カードの提示を要するほか、ゴルフ場の所定の方法に従うものとします。
2. ゴルフ場は、本サービスの内容および登録者によるその利用手続について、事前の告知を行なうことなく、随時、変更できるものとします。

第5条：通知事項

本規程の変更の通知、その他ゴルフ場から登録者への通知は、ゴルフ場のホームページへの掲載その他ゴルフ場が適当と認める方法により行われるものとします。

第6条：登録内容の変更

1. 登録者は、登録申込みにおいてゴルフ場に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにゴルフ場所定の方法により当該変更の届出をゴルフ場に対して行うものとします。
2. 登録者は、前項の届出を怠ったことにより、ゴルフ場からの通知又は物品が到達しなかったとしても、当該通知又は物品が通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。
3. 第1項の届出を怠ったことにより生じる登録者の損害について、ゴルフ場は一切の責任を負いません。又、登録者が当該届出を怠ったことによりゴルフ場その他の第三者が被った損害について、登録者は全ての責任を負うものとします。

第7条：再発行等

1. 登録者は、本カードを紛失し、又は盗難にあった場合、速やかにゴルフ場に届け出るものとします。
2. 前項の届出を行った登録者が本カードの再発行を希望する場合、ゴルフ場所定の再発行手数料 200 円(税別)を支払うとともに、ゴルフ場所定の様式に従った申請書を提出することにより、ゴルフ場に対し再発行を申請するものとします。ゴルフ場が再発行を承認した場合には、本カードを再発行いたします。ゴルフ場が登録者に対して本カードを再発行したときは、当該登録者の従前のカードは失効するものとします。
3. 前項により再発行を受けた登録者は、失効した従前の本カードを発見し、又は回収したときは、ゴルフ場に対して、当該カードを速やかに返還するものとします。

第8条：退会

1. 登録者が本契約の終了（以下「退会」といいます。）を希望する場合には、ゴルフ場所定の方法により登録者自ら退会の届出をゴルフ場に対して行うものとします。
2. 登録者が以下の項目に該当する場合、登録者は自動的に退会するものとします。
 - (1) 登録者が死亡した場合。
 - (2) メンバー会員がその入会資格を失った場合。

第9条：登録者資格の停止・取消

1. 登録者が以下の項目に該当する場合、ゴルフ場は、事前に通知することなく、直ちに当該登録者の登録者資格を停止又は取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 登録者がゴルフ場に対して債務を負う場合において当該債務の履行遅滞、不完全履行又は履行不能が発生した場合。
 - (3) 一個人が登録者登録を多重にしていると見なされた場合。
 - (4) 本規程に違反した場合。
 - (5) 登録者が第2条3項所定の各号に該当することが判明した場合。
 - (6) その他、合理的な事由により登録者として不適切とゴルフ場が判断した場合。
2. 登録者が前項各号に該当する場合、当該登録者は当該事由によりゴルフ場その他の第三者が被った損害を賠償する責めを負うものとします。

第 10 条：登録者情報の利用

登録者は、登録申し込み時および第 6 条に基づき届け出た属性等の情報をゴルフ場が、ゴルフ場運営の為、ダイレクトメールその他手段により営業活動に利用することを予め承認するものとみなします。またゴルフ場は個人情報最大の注意をもって取り扱い、その保護に努めるものとします。

第 11 条：サインレスチェックイン

登録者は、プレー前日までにゴルフ場にフルネームをご登録の上、プレー当日の受付時に本カードをフロントに提出することでゴルフ場所定の署名用紙とゴルフ場利用税非課税利用の届け出への記入を不要とします。ただし障害者区分によるゴルフ場利用税非課税利用の届け出を行う場合は証明書の提示が必要となります。また本カードの提出がない場合はゴルフ場所定の用紙への記入が必要となります。

第 12 条：権利義務の譲渡の禁止

登録者は、理由の如何を問わず、本規程に基づき発生する権利・義務を第三者に貸与・譲渡・担保提供その他処分し、又、相続させることはできません。

第 13 条：本規程の変更

ゴルフ場は、合理的な範囲・方法により、各登録者の個別の承諾を得ることなく本規程を変更することができ、登録者は予めこれを承諾するものとします。

第 14 条：本カードの中止

ゴルフ場は、各登録者の個別の承諾を得ることなく本規程を廃止し、本カードの利用を終了することができるものとします。

第 2 章 中津川カントリークラブポイントシステム

第 15 条：ポイントシステム

中津川カントリークラブポイントシステムとは、本規程又はゴルフ場が別途定める方法により、①中津川カントリークラブポイント（以下「ポイント」といいます。）を登録者に付与し、②登録者は、付与を受けたポイントについてポイント還元申請を行うことにより、ゴルフ場におけるサービスの利用代金の免除若しくは割引還元する制度をいいます。

第 16 条：ポイントの付与

ゴルフ場は、本規程およびゴルフ場が別途定める方法により、所定の日に登録者に対して、ポイントを付与するものとします。但し、ゴルフ場は、ゴルフ場所定の利用代金の他、ゴルフ場が定める時期・キャンペーンに応じて、所定の日に登録者に対してポイントを付与することができるものとします。

第 17 条：ポイントの取消

1. 商品・役務等の購入取消等により当該商品・役務等に係る登録者の利用代金の支払の全部又は一部が取り消された場合、当該取消金額に対応するポイントがゴルフ場所定の方法により取り消されるものとします。
2. 前項の場合において、取消しの対象となるポイントの残高に不足がある場合、登録者は、ポイント残高の全部の取消に加え、当該取消金額をポイント残高とポイント不足分とで案分比例して算出されるポイント不足分に対応する金額をゴルフ場に現金で支払うことにより精算するものとします。

第 18 条：ポイントの計算

登録者のポイントは、商品・役務の利用代金の 100 円未満を切捨て、100 円単位にて、ゴルフ場所定の率を乗じて付与されるものとします。

第 19 条：ポイントの有効期限およびポイント失効

獲得したポイントは付与日の 2 年後の日が属する月の末日まで有効です。また、登録者がその登録者としての地位・資格・会員権を喪失し停止させたときは、ゴルフ場が別途定める場合を除き、累積したポイントは失効するものとします。

第 20 条：ポイント還元

1. 登録者は、次の条件をすべて満たした場合、累積した有効なポイントをも、ゴルフ場が別途定める内容のサービス又は商品と交換することができます。
 - (1) ゴルフ場が別途定める方法に基づいて申請を行うこと。
 - (2) 登録者が還元申請の時点で登録者資格を有しており、かつ、ゴルフ場に対し自ら本カードを提示すること。
2. いかなる場合においても有効なポイントを換金することはできません。

第 21 条：カードの紛失・盗難等によるポイントの取扱い

本カードを第三者に不正利用されたことによって減じられたポイントについて、ゴルフ場は、その責を一切負わないものとします。

第 22 条：ポイント付与の拒否等

ゴルフ場は、登録者が本規程を遵守していないと認めた場合、当該登録者へのポイント付与を拒否若しくは保留し、または累積したポイントを取り消すことができるものとします。

第 23 条：公租公課

本規程に基づき還元されたサービス又は商品に対して公租公課が課せられた場合、当該公租公課は登録者が負担するものとします。

第 24 条：ポイントサービスの停止

ゴルフ場は、その判断により、本カードの利用を停止することができるものとします。ゴルフ場は、本カードの利用停止によって生じる登録者の不利益若しくは損害に関して、一切の責任を負いません。

第 25 条：本カードの中止

ゴルフ場は、その判断により、本規程を廃止し、本契約および本カードの利用を終了することができるものとします。本規程が廃止された場合、累積したポイントはすべて失効するものとします。

附則

第 1 条：

本規程は、2017 年 8 月 1 日より実施するものとします。

2017 年 9 月 22 日 改訂